様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０１０２００１３７３９

産業廃棄物処分業許可証

住　所　群馬県桐生市広沢町六丁目９３８番地の１

氏　名　株式会社中太商店
　　代表取締役　中島光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事　山本　一太

許可の年月日　令和　７年　３月１３日

許可の有効期限　令和１２年　３月１２日

１　事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮）、中間処理（切断）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（圧縮）

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上４種類）

中間処理（切断）

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上４種類）

２　事業の用に供するすべての施設

(1) ア　中間処理施設（圧縮）の設置場所

群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原９３８番１、９８４番、９８４番２、９８６番、９８７番、９８８番１、９８８番２、１０２６番２及び１０２６番３

イ　中間処理施設（圧縮）の設置年月日

平成１２年　３月１３日

ウ　中間処理施設の最大処理能力

(ｱ) 施設の種類　圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類［２．４ｔ／日］
ゴムくず［８．２ｔ／日］
金属くず［２０ｔ／日］
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず［６ｔ／日］

当社の許可なきコピーは
無効とします。
株式会社中太商店

エ　中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原９３８番１、９８４番、９８４番２、９８６番、９８７番、９８８番１、９８８番２、１０２６番２及び１０２６番３

オ　中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積　５８０㎡　保管容量　１，７４０㎥

(2) ア　中間処理施設（切断）の設置場所
群馬県桐生市広沢町六丁目字小婦田原９３８番１、９８４番、９８４番２、９８６番、９８７番、９８８番１、９８８番２、１０２６番２及び１０２６番３

イ　中間処理施設（切断）の設置年月日
平成１２年　３月１３日

ウ　中間処理施設の最大処理能力
(ｱ) 施設の種類　切断
産業廃棄物の種類及び能力
廃プラスチック類［０．７ｔ／日］
ゴムくず［２．４ｔ／日］
金属くず［６．０ｔ／日］
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず［４．８ｔ／日］

エ　中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
(1)と同じ

3　許可の条件
なし

4　許可の更新、変更の状況

平成１２年	３月１３日	新規許可
平成１７年	３月１３日	更新許可
平成２２年	３月１３日	更新許可
平成２７年	３月１３日	更新許可
令和　２年	３月１３日	更新許可
令和　７年	３月１３日	更新許可

5　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

当社の許可なきコピーは
無効とします。
株式会社 中太商店